

4月12日(日)は

群馬県議会議員選挙

任期満了に伴う『群馬県議会議員選挙』が4月3日(金)に告示され、4月12日(日)に投票が行われる予定です。

投票

投票できる方

平成7年4月13日以前に生まれた方で、平成27年1月2日までに本村の住民基本台帳に登録(転入届を届出)され、引き続き登録されている方。

投票時間と場所

投票時間は、午前7時から午後7時までです。郵送された入場券をご持参ください。入場券をなくした場合は、投票日当日、投票所で再発行します。

投票は、入場券記載の投票所で行ってください。

・第1投票所：3区コミセン

・第2投票所：中央公民館

・第3投票所：榛東村役場

・第4投票所：南部コミセン

・第5投票所：20区コミセン

村内で住所を移した方

平成27年4月3日以降に転居の届け出をした方は、転居前の投票所で投票していただきます。

転入・転出した方

平成26年12月4日以降に群馬県内から榛東村へ転入された方、ま

たは、県内他市町村に転出・転出予定の方は、村選挙管理委員会にお問い合わせください(投票の際に証明書が必要です)。なお、平成27年1月3日以降に群馬県外から転入された方、投票日前日までに群馬県外へ転出された方は、その転出日以降投票できません。

代理投票

体が不自由で字を書くことができない方などは、投票所の係員が代わって候補者名を記載し、投票することができません。投票の秘密は厳守されます。

期日前投票

投票は、投票日に投票所で行うことが原則ですが、投票日に次の理由のいずれかに該当すると見込まれる方は、事前に期日前投票を行うことができます。

期日前投票対象者

・仕事や親族の冠婚葬祭がある
・レジャーなどで村外にいる
・疾病などのため歩行が困難

期日前投票の期間

告示日の翌4月4日(土)から投票

日前日の4月11日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。配布された入場券をご持参ください。なお、告示日当日は、期日前投票ができませんので、ご注意ください。

期日前投票場所

榛東村役場 村民ホール

不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院、入所の方や、投票する資格があつて村外に滞在中の方は、不在者投票を行うことができます。

病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会の指定する病院・老人保健施設・身体障害者更正施設などに入院、入所している方は、そこで投票することができます。お早めに病院などの職員にご相談ください。

村外に滞在している方

投票する資格があつて村外に滞在中の方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会を通じて、不在者投票をすることができます。

投票用紙などの送付は、すべて郵送で行います。滞在先の選挙管理委員会から本村の選挙管理委員会に到着するまでの日数をお考えになってお早めに手続きをしてください。

開票

開票は、即日開票で、午後8時から中央公民館で行い、開票状況の公表は、中央公民館に掲示する方法で行います。なお、開票作業に支障が出るため、電話によるお問い合わせにはお答えしません。

(2) 後援団体の寄付は…

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に寄付をすること(政党や後援する政治家に対する寄付及び後援団体の設置目的により行う行事や事業に関する寄付は除かれます。)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、処罰されます。処罰されると、公民権停止の対象となります。

※後援団体の設置目的により行う行事や事業に関する寄付であっても、次のものは禁止され罰則の対象になります。

- 花輪、供花、香典、祝儀、その他のこれらに類するものとしてされる寄付
- 後援する政治家の選挙に関する一定期間(任期満了による選挙では、その期間満了日前90日に当たる日から当該選挙の投票日までの間)内になされる寄付

4月26日(日)は

村長選挙・村議会議員補欠選挙

任期満了に伴う『榛東村長選挙』及び欠員に伴う『榛東村議会議員補欠選挙』が4月21日(火)に告示され、4月26日(日)に投票が行われる予定です。

投票できる方

平成7年4月27日以前に生まれた方で、平成27年1月20日までに本村の住民基本台帳に登録(転入届を届出)され、引き続き登録されている方。

投票時間と場所

投票時間は、午前7時から午後6時までです。

投票は、入場券記載の投票所で行ってください。

- ・第1投票所：3区コミセン
- ・第2投票所：中央公民館
- ・第3投票所：榛東村役場
- ・第4投票所：南部コミセン
- ・第5投票所：20区コミセン

村内で住所を移した方
平成27年4月21日以降に転居の届け出をした方は、転居前の投票所で投票していただきます。

村外へ転出した方
投票日までに、他の市町村へ転出した方は投票できません。

期日前投票

期日前投票の期間

告示日の翌4月22日(水)から投票日前日の4月25日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。配布された入場券をご持参ください。

期日前投票場所

榛東村役場 村民ホール

不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院、入所中の方や、投票する資格があつて村外に滞在中の方は、不在者投票を行うことができます。

病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会の指定する病院・老人保健施設・身体障害者更正施設などに入院、入所している方は、そこで投票することができます。お早めに病院などの職員にご相談ください。

開票

開票は、即日開票で、午後8時から中央公民館で行い、開票状況の公表は、中央公民館に掲示する方法で行います。

なお、開票作業に支障が出るため、電話によるお問い合わせにはお答えしません。

立候補予定者説明会

村長選挙及び村議会議員補欠選挙の立候補予定者説明会を次のとおり行います。立候補を予定している方は、ご出席ください。

日時：3月23日(月)

午後1時30分～

場所：榛東村役場 村民ホール

※立候補届出書類等は、当日配布します。

▼選挙に関するお問い合わせは、榛東村選挙管理委員会(☎54-2211 内線251・254)までお願いします。

大事な投票、忘れずに!



ルールを守って正しい選挙 政治家および後援団体の寄付は禁止されています。

(1) 公職の候補者などの寄付は…

立候補予定者や現在公職にある人(以下「政治家」と呼びます。)が、選挙区内にある者に寄付をすること(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となりました。

- ①政治家本人が、自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家本人が、自ら出席する葬儀や通夜における香典

(①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を越えている場合は処罰されます。)

なお、政治家以外の者が、政治家名義で政治家の選挙区内にある者に寄付をすることも罰則をもって禁止されます。